

テレビ放送が受信できるカーナビ機器等における NHKとの受信契約の未契約について

本市が保有する公用車のカーナビなどのテレビ放送を受信できる機器において、NHKと未契約のものがあることが判明しました。
今後、速やかにNHKに申告し、必要な手続きを進めてまいります。

1. 経 緯

令和7年2月28日(金曜日)の新聞報道を受け、本市が保有する公用車及び公共施設に設置している、テレビ放送が受信できる機器(カーナビ、テレビ等)におけるNHKとの契約状況を調査した結果、未契約機器が存在することが判明したものです。

2. 内 容

カーナビが25台、テレビ・モニターが16台未契約であった。

項目	要契約台数	うち
		未契約台数
(1)公用車(カーナビ)※1	25	25 ※2
(2)公共施設(テレビ・モニター)	720	16

※1 公用車は全体で438台保有している。

※2うち、スクールバス11台については契約が必要であるが、受信料は減免となる。

3. 対 応

速やかにNHKに申告し、必要な手続きを行います。

4. 原因及び再発防止策

今回の未契約は、テレビ放送が視聴可能な公用車のカーナビを含め、受信機ごとにNHKとの受信契約が必要との認識不足によるものです。

全職員に注意喚起を行うとともに、今後、公用車及びテレビ等購入の際には、受信契約の確認を徹底するなど、適切な事務処理を進めてまいります。

問合せ 財務部 財産経営課 担当:塩塚、永吉
TEL 0965-33-5837